

社会福祉法人とよおか福祉会が経営する施設の日中活動及び行事ボランティア受入要項

(目的)

第1条 社会福祉法人とよおか福祉会の経営する施設（郷・とーぷ、愛・とーぷ及びなかよし園（以下「施設」という。））は、施設の日中活動及び行事等にボランティアを積極的に受け入れ、ボランティアが安心して活動できるようこの要項を定める。

(ボランティア活動の趣旨)

第2条 前条に定めるボランティア活動は、施設利用者様への日中活動及び行事等の支援を行う上で、施設活動の充実を図ることを趣旨とする。

(ボランティア活動の内容)

第3条 ボランティア活動の内容は、施設開所日における利用者様への支援及び作業活動の支援とする。

(ボランティアの登録)

第4条 この要項に定めるボランティア活動について、趣旨を十分に理解し、別紙様式に必要事項を記入の上、ボランティア登録する。

2 前項により登録されたボランティアとしての有効期間は、登録の日から登録の日の属する年度の末日までとし、引き続く年度への継続を希望する場合であっても前項の登録を要するものとする。

(経費)

第5条 ボランティア活動に要する経費のうち下記によるものは施設が負担する。

- (1) ボランティア保険・・・兵庫県ボランティア・市民活動災害共済
- (2) 給食費（昼食代）

2 前項に定めるもの以外の費用で以下に定めるものは、ボランティア個人の負担とする。

- (1) 公共交通機関を利用する場合に要する費用
- (2) 入場料、観劇料等に係る費用（介助の必要な利用者様の介助者として、利用料が免除されるものは除く）
- (3) 宿泊を伴う行事等に参加する場合の宿泊料及び朝食、夕食代
- (4) その他、施設が必要と認める費用

(ボランティア活動の遵守事項)

第6条 ボランティアは活動に当たって、以下の事項を遵守するものとする。

- (1) ボランティア活動を通して知り得た利用者様その他の個人情報の秘密保持
- (2) 施設職員に準じた規律ある言動の励行
- (3) その他、施設の管理者が行う指示事項

2 ボランティアは、前項各号に定める事項に違背があった場合は、必要に応じ、ボランティア活動を停止され、又はボランティア活動の解嘱を受けることがある。

(賠償)

第7条 施設の責任によりボランティアに生じた損害については、施設はその損害を第5条に定めるボランティア保険から支払われる保険金を限度として賠償するものとする。

2 施設は以下に定める場合は賠償を免れるものとする。

- (1) ボランティアの故意による事故の場合
- (2) 貴重品及び金品等で、あらかじめ施設の管理者に預けたもの以外であって、個人で管理されていたことによる事故の場合
- (3) ボランティアが、もっぱら施設及び施設職員の指示に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、ボランティア活動に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成18年6月1日から施行する。

この要項は、平成18年9月1日から施行する。(名称変更及び新設施設の為条文変更)

この要項は、平成19年4月1日から施行する。(要項名称変更、経費及び賠償)

この要項は、平成24年8月23日に施行し、平成24年4月1日から適用する。

(とよおか作業所 なかよし園の設置に伴う目的、別紙様式の変更)

別紙様式（第4条関係）

社会福祉法人とよおか福祉会の運営する施設 ボランティア登録申請書

貴会の経営する施設において、ボランティア活動を行うに当たり、「社会福祉法人とよおか福祉会が経営する施設の日中活動及び行事ボランティア受入要項」に定める内容を承諾した上で、下記のとおり申請します。

平成 年 月 日

社会福祉法人とよおか福祉会 理事長 様

申請者	ふりがな		男・女	生 年 月 日	
	氏 名	㊟		大正 昭和 平成	年
保護者	ふりがな		男・女		
	氏 名	㊟		※18歳未満の方は保護者の承諾を得てください。	
現住所					
勤務先					
連絡先		自宅 () -	携帯電話 - -		
活動施設		希望される施設に○印を、複数ある場合は該当する施設全部に○印をつけてください。			
			とよおか作業所 郷・と一ぷ		
			とよおか作業所 愛・と一ぷ		
			とよおか作業所 なかよし園		
ボランティア活動希望日		年 月 日～ 年 月 日 程度			
その他		活動日数や要望等があればご記入下さい。			

※ 決定	可	否
---------	---	---